

金沢市自転車等駐車場指定管理者の業務仕様書

金沢市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この金沢市自転車等駐車場指定管理者の業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

1. 趣旨

本仕様書は、駐車場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 駐車場の管理に関する基本的な考え方

駐車場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (2) 駐車場が、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下、「自転車等」という。）を利用する市民の利便に資するという施設設置の理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3. 施設の概要

- | | | | |
|----------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| (1) 名称 | 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場ほか36か所 | | |
| (2) 所在地 | 金沢市木ノ新保町43番地ほか36か所 | | |
| (3) 施設規模 | 自転車 | 6,889台 | |
| | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 484台 | 合計 7,373台 |
| | 敷地面積 | 11,332 m ² | |

※各施設の詳細は別表1のとおり

- (4) 開場時間 別表1のとおり
- (5) 休場日 なし

4. 指定期間等

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(指定期間中、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとする。)

5. 法令等の遵守

駐車場の管理に当たっては、本仕様書に基づくほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 金沢市自転車等駐車場条例（平成 3 年条例第 1 号。以下「条例」という。）
- (4) 金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成 3 年規則第 3 号。以下「規則」という。）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 金沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (8) その他業務を遂行する上で関連する法令等

指定期間中に前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6. 職員の配置等について

- (1) 各駐車場を統括する職員を 1 名以上配置し、配置場所は金沢市と協議すること。
- (2) 開場時間内は別表 1 のとおり管理員を配置すること。
- (3) 職員及び管理員（以下「職員等」という。）の勤務形態は、労働基準法を遵守し、駐車場の運営に支障がないように定めること。
- (4) 職員等に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

7. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
 - ① 駐車場内を適宜巡回し、必要に応じて自転車等の整理及び誘導を行うこと。
 - ② 駐車できる自転車等の区分により、駐車が可能な車両かどうかを確認し、駐車ができない車両の場合又は駐車場の管理上支障をきたす恐れのある場合は駐車を拒否すること。
 - ③ 定期的に長期駐車自転車等の利用状況調査を行い、併せて移動し保管する旨の警告を行うこと。
 - ④ 長期駐車自転車等と推測されるもののうち、防犯登録等により連絡先が明確なものは電話等で所有者に対し引き取りに来るよう連絡すること。
 - ⑤ 収集した長期駐車自転車等を保管台帳に記載するとともに、金沢市が指定する事業者を受け渡すこと。
 - ⑥ 利用者との間にトラブルが生じた場合は、その解決にあたること。
 - ⑦ 不審者等を発見した場合は、注意・指導し、必要に応じて関係機関に連絡すること。
 - ⑧ 災害発生時における入場者等の避難誘導を行うこと。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 駐車場の適正な運営のため、以下の設備等に関する保守管理を行うこと。
(保守点検等業務に係る詳細は別表2のとおりとする。)
消防用設備、電気設備、自転車ラックの保守管理、小破修繕
- ② 駐車場の良好な環境を維持するために必要な清掃、除雪等を行うこと。
- ③ 公共シェアサイクル「まちなり」のポートが設置されている駐車場については、別記公共シェアサイクル「まちなり」案内等補助業務に定めるところにより、利用方法の案内等を行うこと。

(3) 自主事業に関すること

指定管理者は、以下の点を踏まえ、金沢市の承認を得て、自主事業を実施することができる。

- ① 施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資するものであること。
- ② 施設利用が少ないことが見込まれる時期に実施するなど、一般の利用を妨げることがないよう配慮すること。
- ③ 自主事業の内容が指定管理業務に支障をきたすものではないと認められること。
- ④ 自主事業に係る経費は、指定管理者が負担することになるため、施設の利用にあたっては所定の使用料を納めること。
- ⑤ 自主事業に係る収入は、指定管理者の収入とするが、対価の設定にあたっては、公の施設であることを考慮した金額とすること。
- ⑥ 実施する前に、事業計画書を提出し、市の承認を得るものとし、実施後には事業報告書を提出すること。

指定管理者が実施する自主事業が金沢市の承認した内容と明らかに異なる場合、金沢市は改善を指示することができることとし、指示に従わない場合は中止させることができるものとする。この場合の一切の責任は指定管理者に帰するものとする。

(4) その他金沢市自転車等駐車場の管理上、市長が必要と認める業務。

- ① 緊急時対策、防犯・防災・事故防止対策について、マニュアルを作成し、職員等に指導を行うこと。
- ② 緊急時等において、マニュアルに基づき関係機関に通報・連絡を行うこと。
- ③ 個人情報保護について、職員等に周知・徹底を図ること。
- ④ 利用者等から苦情・問合せ等があった場合は、真摯に対応し、全力を持って解決に当たること。
- ⑤ 必要な報告書の作成、報告を行うこと。

ア 指定管理者は、管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成すること。なお、この日報は、金沢市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出する

こと。

イ 毎月、業務日報に基づいた業務報告書を作成し、金沢市に報告すること。

ウ 毎年、業務報告書に基づいた事業報告書を作成し、金沢市に報告すること。

⑥ モニタリングに関すること。

ア 金沢市が実施する管理業務に対するモニタリングに最大限の協力を行うこと。

イ 自らも日常的にセルフモニタリングを行い、その結果を金沢市に報告すること。

ウ セルフモニタリングの1つとして、利用者の満足度調査を行うためのアンケート調査等を実施すること。なお、調査等の実施に際しては、事前に金沢市と協議し、承認を得るとともに、調査実施後は速やかに結果をとりまとめ、金沢市に報告すること。また、報告に際しては、調査で得られた利用者からの要望・意見への対応策や指定管理者としての考え方等を記載すること。

エ 応募時に提出した事業計画書に基づき、指定管理期間中の管理運営目標を金沢市と協議の上、設定すること。また、その目標達成に向けての取組状況を、毎年度自己評価（1次評価）し、金沢市に報告すること。

オ 金沢市は、報告を受けた自己評価（1次評価）について、2次評価を実施し、評価結果をホームページ等で公表するものとする。

カ 評価結果を十分踏まえた上で、以降の管理業務に反映させ、市民サービスの更なる向上に努めること。

⑦ 事業計画書を作成すること

ア 次年度の事業計画書作成にあたっては、金沢市と調整を図ること。

イ 毎年度9月末までに指定様式で作成し、金沢市に提出すること。

⑧ 事務引き継ぎに関すること

指定期間満了時あるいは指定取り消し時において、新たな管理者と事務引き継ぎを行うこと。

8. 経費等

(1) 予算の執行

別途協定する金額に基づいて、次のとおり執行すること。

① 予算の執行については、次により執行すること。

ア 人件費

職員の給与等は、申出団体等又はグループからの予算提案額に基づき、執行するものとする。

イ 事務費

消耗品等の費用については、指定予算額で執行するものとする。

ウ 管理費

(a) 電気及び上下水道の料金並びに修繕費については、指定予算額で執行するものとする。

る。

(b) 駐車場管理費、廃棄物収集処理費、消防設備点検費、利用期間調査費等については、申出団体の予算提案額で執行するものとする。

(c) 修繕費は、1 件 200,000 円未満を対象とし、指定予算額以内で執行するものとする。指定予算額を超える修繕が発生したときは、金沢市と協議するものとする。また、1 件 200,000 円以上の施設の修繕や備品の修繕が発生したときは、遅滞なく金沢市に報告すること。

(2) 事業報告

会計年度終了後、1 か月以内に事業の報告を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査

金沢市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9. 指定管理者の賠償責任と保険の加入

(1) 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、駐車場の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により、金沢市又は第三者に損害を与えた場合は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条の規定により、その損害を賠償しなければならない。また、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条又は第 2 条の規定により金沢市が第三者に当該損害を賠償したときは、金沢市から求償権を行使されることがある。

(2) 保険の加入

指定管理者は、自主事業等で一般の参加者を募る催しを開催する場合、参加者について所要の保険に加入すること。

10. 物品の帰属等

(1) 金沢市が、指定管理者に対して管理運営費等により物品を購入させ、又は修繕により結果として資産を取得させることとなる場合は、その物品又は資産（以下「物品等」という。）は、金沢市の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者は、金沢市の所有に属する物品等については、金沢市財務規則（昭和 39 年規則第 3 号。以下「財務規則」という。）及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は、財務規則に定められた物品管理簿を備えて、その保管に係る物品等を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に金沢市に報告しなければならない。

(3) 指定管理者は、業務において使用する金沢市の所有に属する物品等のうち、重要物品、備品については、財務規則に基づく現在高の調査を行い、財務規則に定めるところにより、金

沢市に報告しなければならない。

11. 備品物品等

指定管理者は、備品物品等を善良な管理者の注意義務をもって保管し、又は使用し、管理すること。

12. リスクの分担

別紙「リスク分担表」のとおりとする。

13. 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 施設の周辺の公共交通機関の乗り換え等に利便を図った運営を行うこと。
- (3) 施設の管理運営に係る各種規定、要綱等がない場合は、金沢市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定・要綱等を作成する場合は、金沢市と協議を行うこと。
- (5) その他、仕様書に記載のない事項については、金沢市と協議を行うこと。
- (6) 指定期間中、年度ごとの予算については、財政の状況等により金額が変更となる場合がある。

14. 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、金沢市と協議し決定する。

15. その他

- (1) 指定管理者は当該業務のほか、金沢市自転車等駐車場条例に基づく次の暫定自転車等駐車場の管理について、当該業務と同基準の管理業務を実施する業務委託契約を金沢市と締結するものとする。

金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場（金沢市小將町 21 番地）

金沢市営武蔵自転車駐車場（金沢市武蔵町 424 番地 1）

金沢市営森本駅東第 2 自転車駐車場（金沢市弥勒町丙 1 番地）

金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場（金沢市広岡 1 丁目 116 番地 1）

金沢市営堅町自転車駐車場（金沢市堅町 114 番地 1）

金沢市営此花町自転車駐車場（金沢市此花町 210 番地）

金沢市宮堅町第2 暫定自転車駐車場（金沢市下柿木畠1 番地）

- (2) 令和7年4月1日から令和12年3月31日までに新たに整備された駐車場について、今回の公募により指定された指定管理者を当該駐車場の指定管理者として指定する場合があります。

別表1 金沢市営自転車駐車場等調書

番号	名称	位置	収容台数(台)				開設日	構造	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	設備 (管理員室、電話、 トイレ)	消防施設 (自動火災報知装置、 スプリンクラー、 消火器等)	電気料金	上下水道 料金	管理員		開場時間
			自転車	原動機付 自転車	自動二輪 車	計									配置人数	配置時間 ()は土・日曜・祝日、 12/29～1/3	
1	金沢市営 金沢駅第1自転車駐車場	金沢市木ノ新保町43番地	598	122		720	H 3. 4. 1	鉄骨造2階建 (高架下)	907.00	1,659.46	管理員室・電話・ トイレ	自動火災報知装置 消火器	○	○	1人以上	5:30～22:15 22:15～24:00については、 警備会社の巡回1回、施錠のみ	5:30～24:00
2	金沢市営 金沢駅第2自転車駐車場	金沢市北安江町ト130番地2	612	—		612	H 3. 4. 1	鉄骨造2階建 (高架下)	661.00	1,315.96	管理員室・電話・ トイレ	自動火災報知装置 消火器	○	○	1人以上	【金沢駅第2】 6:00～12:00、17:00～22:00 (6:00～12:00、19:00～22:00) 【金沢駅第3】 6:00～9:00、12:00～18:00、19:00～22:00 (6:00～9:00、12:00～22:00) (ただし、土・日曜・祝日のうちの繁忙期(年5 日間)については、金沢駅第2は平日勤務)	6:00～22:00
3	金沢市営 金沢駅第3自転車駐車場	金沢市昭和町631番地2	687	30		717	H 9. 3.20	鉄骨造2階建 (高架下)	703.11	1,405.56	管理員室・電話・ トイレ	自動火災報知装置 消火器	○	○			6:00～22:00
4	金沢市営 金沢駅原付バイク駐車場	金沢市日吉町18番地2	—	57	◎	57	H 3. 4. 1	平面(高架 下)	228.00	210.04	管理員室	消火器	○				6:00～22:00
5	金沢市営 金沢駅東自転車駐車場	金沢市昭和町16番2号	60	—		60	H 2. 4. 1	平面(ビルの 一部)	123.18	123.18	—	スプリンクラー 消火器					0:00～24:00
6	金沢市営 金沢駅西広場地下 自転車駐車場	金沢市広岡1丁目802番地	246	—		246	H24.10.17	地下式	395.00	395.00	—	—			1人以上	6:00～7:00 管理員は22:00に閉場業務を実施	6:00～22:00
7	金沢市営 本町2丁目自転車駐車場	金沢市本町2丁目608番地2	290	—		290	H 7. 9.26	平面 一部屋根付き	573.58	573.58	—	—	○				0:00～24:00
8	金沢市営 西金沢駅東自転車駐車場	金沢市西金沢1丁目14番地	775	45	○	820	H 6. 6. 1	鉄骨造2階建	1,144.56	1,288.00	管理員室・電話・ トイレ	自動火災報知装置 消火器	○	○	1人以上	5:30～9:30、16:30～19:00、20:00～22:00 (5:30～8:00、20:00～22:00) 22:00～24:00については、 警備会社の巡回1回、施錠のみ	5:30～24:00
9	金沢市営 西金沢駅西自転車駐車場	金沢市西金沢2丁目183番地	189	11	◎	200	H23.10.2	平面・屋根付き	540.00	227.25	—	—	○				0:00～24:00
10	金沢市営 東金沢駅東自転車駐車場	金沢市三池町208番地3	820	20	○	840	H14.10.21	鉄骨造2階建	903.36	1,166.00	管理員室・電話・ トイレ	自動火災報知装置 消火器	○	○	1人以上	6:00～9:30、16:30～19:00、20:00～22:00 (6:00～8:00、20:00～22:00)	6:00～22:00
11	金沢市営 東金沢駅西自転車駐車場	金沢市三池栄町1番地	195	10	◎	205	H16. 4. 1	平面・屋根付き	280.00	280.00	—	—	○				0:00～24:00
12	金沢市営 森本駅東第1自転車駐車場	金沢市弥勒町口61番地2	300	8	○	308	H17. 4. 1	平面(高架 下)	724.30	724.30	管理員室・電話	消火器	○		1人以上	6:00～8:00、17:00～19:00、20:00～22:00 (6:00～8:00、20:00～22:00)	6:00～22:00
13	金沢市営 森本駅西自転車駐車場	金沢市弥勒町ワ30番地	285	15	◎	300	H14.11.29	平面・屋根付き	670.00	670.00	—	—	○				0:00～24:00
14	金沢市営 野町駅前自転車駐車場	金沢市野町5丁目59番地1	50	—		50	H 7. 4. 1	平面・屋根付き	66.00	66.00	—	—			1人以上	7:00～9:00、16:00～18:00 土日祝・12/29～1/3は配置しない	0:00～24:00
15	金沢市営 馬替駅前自転車駐車場	金沢市馬替2丁目91番地先	35	5		40	H 5. 3.31	平面	91.36	91.36	—	—					0:00～24:00
16	金沢市営 額住宅駅前自転車駐車場	金沢市額新町1丁目20番地先	100	—		100	S57.12.12	平面・屋根付き	136.40	136.40	—	—	○				0:00～24:00
17	金沢市営 乙丸駅前自転車駐車場	金沢市額乙丸町ハ210番地	150	—		150	H 6. 4. 1	平面・屋根付き	153.58	153.58	—	—	○				0:00～24:00
18	金沢市営 割出駅前自転車駐車場	金沢市諸江町ワ74番地3	36	—		36	H13. 4. 1	平面・屋根付き	63.00	63.00	—	—	○				0:00～24:00
19	金沢市営 三ツ屋駅前自転車駐車場	金沢市三ツ屋町ハ57番地先	16	—		16	H25. 7. 1	平面	31.00	31.00	—	—					0:00～24:00
20	金沢市営 蚊爪駅前自転車駐車場	金沢市蚊爪町イ147番地2	30	—		30	H15. 4.14	平面・屋根付き	60.65	60.65	—	—	○				0:00～24:00
21	金沢市営 みどり1丁目バス停前 自転車駐車場	金沢のみどり1丁目218番地	17	3		20	S56. 4. 1	平面・屋根付き	36.00	36.00	—	—					0:00～24:00
22	金沢市営 光が丘2丁目自転車駐車場	金沢市光が丘2丁目59番地	50	—		50	S56.11.15	平面・屋根付き	113.38	113.38	—	—	○				0:00～24:00
23	金沢市営 四十万バス停前 自転車駐車場	金沢市四十万町北カ126番地	42	—		42	H 7. 4. 1	平面・屋根付き	139.66	139.66	—	—					0:00～24:00
24	金沢市営 金石バス停前自転車駐車場	金沢市金石西3丁目1番地1	171	10		181	H11. 4. 8	平面・屋根付き	401.00	401.00	—	—	○				0:00～24:00
25	金沢市営 木越団地自転車駐車場	金沢市木越2丁目1番地	9	3		12	H15. 5. 1	平面・屋根付き	10.34	10.34	—	—					0:00～24:00
26	金沢市営 矢木1丁目自転車駐車場	金沢市矢木1丁目102番地	18	—		18	H16. 2.17	平面・屋根付き	17.60	17.60	—	—	○				0:00～24:00
27	金沢市営 観音堂バス停前自転車駐車場	金沢市畷田西1丁目220番地	33	—		33	H24.10.17	平面	31.22	31.22	—	—					0:00～24:00
28	金沢市営 上荒屋バス停前自転車駐車場	金沢市上荒屋4丁目219番地	31	—		31	H24.10.17	平面・屋根付き	38.00	38.00	—	—					0:00～24:00
29	金沢市営 鳴和バス停前自転車駐車場	金沢市大樋町47番地1	55	5		60	H13.2.19	平面・屋根付き	131.91	131.91	—	—	○				0:00～24:00
30	金沢市営 円光寺バス停前自転車駐車場	金沢市円光寺2丁目121番地先	16	—		16	H26.5.21	平面・屋根付き	22.00	22.00	—	—					0:00～24:00
31	金沢市営 若松バス停前自転車駐車場	金沢市もりの里1丁目143番 地先	13	3		16	H27.6.11	平面・屋根付き	20.00	20.00	—	—					0:00～24:00
32	金沢市営 表参道自転車駐車場	金沢市安江町122番地3	30	10		40	H18. 4.15	平面・屋根付き	53.60	53.60	—	—	○				0:00～24:00
33	金沢市営 十間町自転車駐車場	金沢市十間町39番地	160	17	◎	177	H22.10.1	平面・屋根付き	354.70	123.96	—	—	○				0:00～24:00
34	金沢市営 香林坊地下自転車駐車場	金沢市香林坊1丁目24番地	500	50		550	S61. 9.20	地下式	968.23	968.23	—	手動消火装置・消 火器	○		1人以上	6:00～22:30	6:00～22:30
35	金沢市営 香林坊自転車駐車場	金沢市片町2丁目269番地2	60	10		70	H14.10.13	平面	131.57	131.57	—	—	○				0:00～24:00
36	金沢市営 柿木島自転車駐車場	金沢市片町1丁目31番地1	170	30		200	H 9. 8.19	鉄骨造2階建	257.80	324.71	管理員室・電話	消火器	○	○	1人以上	月～金：7:30～9:30 17:30～19:30 土日祝：15:30～18:30 12/29～1/3は配置しない	0:00～24:00
37	金沢市営 片町広場自転車駐車場	金沢市片町2丁目573番地	40	20		60	H12. 7.17	平面	150.00	150.00	—	—					0:00～24:00
合計			6,889	484		7,373			11,332.09	13,353.50							

別表2 金沢市営自転車駐車場等管理保守点検等業務

駐車場名	項目	必要管理項目	頻度	内容
金沢市営 金沢駅第1自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃、トイレ清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	廃棄物収集処理業務	廃棄物収集	随時	可燃物・不燃物
		消防設備点検業務	日常保守管理	毎日
定期点検	6月1回以上			
金沢市営 金沢駅第2自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃、トイレ清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	廃棄物収集処理業務	廃棄物収集	随時	可燃物・不燃物
		消防設備点検業務	日常保守管理	毎日
定期点検	6月1回以上			
金沢市営 金沢駅第3自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃、トイレ清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	廃棄物収集処理業務	廃棄物収集	随時	可燃物・不燃物
		消防設備点検業務	日常保守管理	毎日
定期点検	6月1回以上			
金沢市営 金沢駅原付バイク駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	消防設備点検業務	日常保守管理	毎日	詳細は、別記「消防設備点検業務詳細」を参照のこと。
		定期点検	6月1回以上	
金沢市営 金沢駅東自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵
	消防設備点検業務	日常保守管理	毎日	
金沢市営 西金沢駅東自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃、トイレ清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	廃棄物収集処理業務	廃棄物収集	随時	可燃物・不燃物
		消防設備点検業務	日常保守管理	毎日
定期点検	6月1回以上			
金沢市営 東金沢駅東自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃、トイレ清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	廃棄物収集処理業務	廃棄物収集	随時	可燃物・不燃物
		消防設備点検業務	日常保守管理	毎日
定期点検	6月1回以上			
金沢市営 森本駅東第1自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	廃棄物収集処理業務	廃棄物収集	随時	可燃物・不燃物
		消防設備点検業務	日常保守管理	毎日
定期点検	6月1回以上			
金沢市営 柿木島自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	場内簡易清掃
		定期的な清掃	6月1回以上	床除塵、窓ガラス清掃
	廃棄物収集処理業務	廃棄物収集	随時	可燃物・不燃物
		消防設備点検業務	日常保守管理	毎日
定期点検	6月1回以上			
金沢市営 香林坊地下自転車駐車場	清掃業務	日常清掃	毎日	詳細は、別記「香林坊地下自転車駐車場管理保守点検等業務詳細」を参照のこと。 ※当該業務については、金沢市が指定する事業者と契約すること。
		定期的な清掃	毎月	
	維持管理・保安業務	設備日常管理	2月1回以上	
		設備定期保守	毎月	
	保安業務	保安業務	毎日	
放置自転車等整理業務		自転車等の整理整頓	適宜	
	長期駐車自転車の整理	3月1回以上		
上記以外の駐車場 (金沢市営金沢駅西広場 地下自転車駐車場ほか 26か所)	清掃業務	清掃業務	随時	場内簡易清掃

別記

消防設備点検業務詳細

1. 業務箇所

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
金沢市営柿木畠自転車駐車場

2. 業務内容

- (1) 消防法等関係法令に基づく、消防設備の外観及び機能点検並びに総合点検業務
- (2) 消防用設備の故障、事故等異常事態の復旧
- (3) 消防法等関係法令に基づく関係機関への当該業務結果報告

3. 消防用設備内訳

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場

○自動火災報知装置

設 備 内 容	数 量
複合盤 P型1級10回線、連続操作盤3回線	1面
総合盤	5面
差動式スポット型感知器	82個
光電式スポット型感知器	8個
常用電源	1式
予備電源	1式

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器6型	8本
粉末消火器10型	2本
移動式粉末消火設備(第3種粉末33kg)	3箇所

○誘導灯設備

設 備 内 容	数 量
誘導灯	6台

金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

○自動火災報知装置

設 備 内 容	数 量
受信機 P型2級5回線	1面
総合盤	4面
差動式スポット型感知器	55個
光電式スポット型感知器	5個
常用電源	1式
予備電源	1式

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器6型	7本
シャッター	1基
光電式スポット型感知器(3種)	2個

○誘導灯設備

設 備 内 容	数 量
誘導灯	4台

金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

○自動火災報知装置

設 備 内 容	数 量
受信機 P型2級5回線	1面
総合盤	2面
差動式スポット型感知器	33個
光電式スポット型感知器	2個
常用電源	1式
予備電源	1式

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器10型	8本

○誘導灯設備

設 備 内 容	数 量
誘導灯	12台

金沢市営金沢駅原付バイク駐車場

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器6型	1本

金沢市営西金沢駅東自転車駐車場

○自動火災報知装置

設 備 内 容	数 量
受信機 P型2級5回線	1面
総合盤	4面
差動式スポット型感知器	47個
定温式スポット型感知器 (防水)	19個
常用電源	1式
予備電源	1式

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器10型	8本

金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

○自動火災報知装置

設 備 内 容	数 量
受信機 P型2級5回線	1面
総合盤	2面
熱感知器	38個
煙感知器	2個
常用電源	1式
予備電源	1式

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器10型	8本

金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器10型	3本

金沢市営柿木畠自転車駐車場

○消火器設備

設 備 内 容	数 量
粉末消火器10型	2本

別記

香林坊地下自転車駐車場管理保守点検等業務詳細

1. 業務対象

金沢市営香林坊地下自転車駐車場

2. 業務内容（実施頻度）

（1）設備管理・保安業務

①設備日常管理業務

（ア）電気設備

- ・動力制御盤点検（2月1回以上）
- ・電灯配電盤点検（2月1回以上）
- ・電動機点検（2月1回以上）

（イ）空調設備

- ・送風機・廃風機点検（6月1回以上）

（ウ）非定型業務

- ・緊急対応（随時）
- ・補修・修理（随時）
- ・その他（随時）

②保安業務

- ・シャッターの開閉（毎日）
- ・監視・巡回（毎日）

（2）清掃業務

①日常清掃

- ・床の掃き清掃（毎日）
- ・粗ゴミ、吸殻処理（日2回以上）
- ・塵芥置場への搬出（日2回以上）
- ・自転車ラック拭き掃除（適宜）

②定期清掃

- ・床面洗淨清掃（月1回以上）

（3）自転車等の整理業務

- ・自転車等の整理整頓（適宜）
- ・長期駐車自転車の整理、注意・警告札の取付（3月1回以上）

別記

公共シェアサイクル「まちなり」案内等補助業務

公共シェアサイクル「まちなり」（以下「まちなり」という。）のポートが設置・もしくは近接する自転車等駐車場において、以下の業務を実施する。

なお、業務拡大に伴い、下記に示す駐輪場以外に業務期間中に新設されるポートについても同様の扱いとする。

金沢市営本町2丁目自転車駐車場（まちなり金沢駅東ポート）

金沢市営金石バス停前自転車駐車場（まちなり金石バスターミナル前ポート）

金沢市営十間町自転車駐車場（まちなり近江町市場ポート）

金沢市営金沢駅第2・3自転車駐車場（まちなり金沢駅ポート）

金沢市営香林坊自転車駐車場（まちなり香林坊せせらぎポート）

巡回時に以下の業務を実施

- ①利用者の貸出と返却のサポート及び問い合わせ対応
- ②簡易清掃

※簡易清掃は、ポート周辺のゴミや枯葉等の清掃及び自転車ラック、端末機及びまちなり自転車が汚れているときや雨で濡れているとき等に、利用者が快適に利用できるように拭き掃除等を行う。

上記業務を実施するために、職員等にまちなりの使用方法等の研修を実施すること。

様式

自転車等駐車場管理運営月報
(年 月分)

駐車場名	車両区分	有人管理駐車場駐車台数(注1)			無人管理駐車場駐車台数(注2)		長期駐車自転車 指導台数(注3)	所有者照会台数 (注4)	長期駐車自転車 移動台数(注5)	施設修繕の実施状況(注6)	
		8:00～10:00	12:00～14:00	18:00～20:00	10:00～15:00	調査回数				内容	金額
	自転車										
	原付										
	自動二輪										
	自転車										
	原付										
	自動二輪										
合 計	自転車										
	原付										
	自動二輪										

- (注1) 管理人を配置する時間内において、各時間帯毎に調査し、その平均駐車台数を記入すること。
(注2) 週1回以上午前10時から午後3時までの間に調査し、その平均駐車台数と調査回数を記入すること。
(注3) 警告票を取付けた自転車等の延べ台数を記入すること。
(注4) 移動する前に所有者照会した台数を記入すること。
(注5) 移動した自転車等の延べ台数を記入すること。
(注6) 修繕を行った場合はその内容と金額を記入すること。

別記

金沢市自転車等駐車場 防犯カメラ設置運用基準

(趣旨)

第1 この基準は、金沢市の指定管理者制度に基づき、受注者が管理運営を行う金沢市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）における防犯カメラの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2 防犯カメラの設置は、駐車場における犯罪行為や事故の発生を予防し、駐車場利用者等の安全の確保並びに駐車場の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第3 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防等を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置で、画像表示装置又は録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラの画像表示装置に表示された画像であって当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 画像データ 前号の画像が録画装置に記録されたものであって当該データから特定の個人を識別することができるものをいう。

(管理責任者等)

第4 受注者は、防犯カメラ、画像及び画像データの適正な管理を行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、画像及び画像データにより知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置を講ずるものとする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの操作を行う者を指定するとともに、指定された者以外の操作を禁止するものとする。
- 4 受注者は、管理責任者及び防犯カメラの操作を行う者を指定し、又は変更する場合は、その都度、発注者に届け出るものとする。

(防犯カメラの設置)

第5 発注者は、設置目的を達成するために必要があると認める箇所に防犯カメラを設置するものとし、また画像が記録された媒体や録画装置は、施錠により防護された室内に設置するものとする。

- 2 発注者は、駐車場内における防犯カメラの設置を利用者等に周知するために、防犯カメラの設置箇所付近又は撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラの設置について表示するものとする。

(画像データの取扱い)

第6 管理責任者は、画像データの取り扱いについて、次に掲げる条項を厳守しなければならない。

- (1) 画像データは撮影時のままで保存し、加工をしないこと。
- (2) 画像データの保存期間は、原則2週間とする。ただし、発注者が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 画像データの持ち出しや不必要な再生はしないこと。

(画像データの利用及び提供の制限)

第7 管理責任者は、画像データの利用を、犯罪の予防等の目的の範囲で行うとともに、画像から知り得た情報は外部に漏らさないものとする。また、次の場合を除き、第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく請求があった場合
 - (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合
- 2 管理責任者は、前項の規定による提供等を行う場合は、要請者から身分証明書等の提示を求め、確認を行うとともに、提供の必要性を審査し、相当と認めるときは、この基準及び提供の目的に照らして必要かつ適切な範囲で提供するものとする。
- 3 管理責任者は、第1項の規定により画像データを利用し、又は提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。また、その都度、速やかに発注者に報告するものとする。
- (1) 利用・提供日時
 - (2) 提供先
 - (3) 利用・提供目的
 - (4) 利用・提供する画像の範囲

(苦情等の対応)

第8 発注者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(個人情報保護条例の遵守)

第9 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用にあつては、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき適切に取り扱うこととする。

駐車場の管理に関するリスク分担表

項目及び内容		負担者	
		市	指定管理者
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域、周辺住民との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する周辺住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望等への対応		○
	施設管理、運營業務における環境保全（騒音、振動等も含む）とそれらに関する訴訟、要望等への対応		○
	上記事由以外の対応	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費負担の増加	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
	不可抗力に伴う、指定管理者が本市の承認を得て実施する任意の自主事業の経費の増加及び履行不能		○
物価・金利	指定期間中の物価・人件費のインフレ・デフレ及び金利の変動		○
施設・設備・備品の維持管理	指定管理者の施設管理、運營業務不備に起因する施設・設備・備品の不調、故障や事故の発生		○
	指定管理者の施設管理、運營業務不備（騒音、剪定作業不備など）に起因する周辺住民からの苦情対応		○
施設の使用の承認等	使用申請等の受付や使用承認等、その他各種申請・許可（後納など）や利用者への対応（訴訟、要望等含む）		○
施設内の行為の許可及び施設等の目的外使用の許可	施設内の行為の許可		○
	行政財産の目的外使用の許可行為	○	
施設等に係る保険の加入	建物等に係る火災保険の加入	○	
	「施設管理者賠償責任保険」（身体賠償、財物賠償）の加入	○	
管理運営全般	サービスの質（窓口対応の不備、清掃不備など）への利用者からの苦情への対応		○
	傷病人への応急対応		○
セキュリティ	セキュリティ不備に起因する情報漏洩、犯罪・事故・火災等の発生及び拡大		○
事業終了・取消時の費用等	指定期間が終了した場合における撤収費用及び原状復帰にかかる費用		○
	サービス低下等により指定期間途中で指定を取り消された場合における撤収費用及び原状復帰にかかる費用		○

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

- 第1 指定管理者（以下「乙」という。）は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第二条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。
- 第3 乙は、管理業務に従事している者に対して、在職中又は退職後においても、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 第4 乙は、管理業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わねばならない。
- 第5 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 第6 乙は、あらかじめ金沢市（以下「甲」という。）の書面による指示又は承認があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を協定の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第7 乙は、あらかじめ甲の書面による承認があるときを除き、管理業務を処理するため甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料棟を複写し、又は複製してはならない。
- 第8 乙は、あらかじめ甲の書面による承認があるときを除き、管理業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 第9 乙は、甲の承認により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。
- 第10 乙は、管理業務を処理するため甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、協定期間が満了し、又は指定が取り消された後直ちに甲に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 第12 甲は、乙が管理業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 第13 甲は、乙が管理業務による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

別記

モニタリング仕様

(総則)

第1 金沢市(以下「甲」という。)は、管理業務に対するモニタリングを実施し、協定書、仕様書、募集要項及び事業計画書等に定める仕様及び水準(以下「仕様・水準」という。)の未達成が確認された場合には、指定管理者(以下「乙」という。)に改善要求を行う。

(乙によるセルフモニタリング)

第2 乙は、日常的にセルフモニタリングを行い、その結果を業務報告書及び事業報告書に記載し、甲に提出する。

2 乙は、サービス評価や利用満足度などについての調査等を毎年行い、その結果を事業報告書に記載し、甲に提出する。

また、調査等の実施に際しては、実施方法及び質問内容について事前に甲と協議の上、承認を得ること。

(甲による定期モニタリング)

第3 甲は月に1回、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、乙が作成し提出する業務報告書の内容を確認し、乙の管理業務の状況を確認する等の方法により実施する。

2 また、甲は、必要に応じて施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行い、乙の管理業務の状況を確認する。

3 乙は、甲の定期モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

(甲による随時モニタリング)

第4 甲は、指定期間中、必要に応じて随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、乙に事前に通知した上で乙に説明を求め、又は施設内において管理業務の状況を確認することができる。

2 乙は、甲の随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

(甲による利用者ヒアリング等)

第5 甲は、必要に応じて、駐車場の利用者へのヒアリングを行うことができる。

(改善要求)

第6 甲は、モニタリングの結果、管理業務が仕様・水準を満たしていないと確認した場合には、乙に改善要求を行う。

2 乙は、甲からの改善要求に基づき、直ちに仕様・水準を満たしていない状態を一定期

間内に改善・復旧することを内容とする改善計画書を作成し、甲に提出する。甲は、乙の提出した改善計画書について、仕様・水準を満たしていない状態の改善・復旧が一定期間内にできる内容であると認めた場合には、直ちにこれを承認する。なお、甲は承認にあたって改善計画書の変更を求めることがある。

- 3 乙が改善計画書に示された一定期間内に業務の改善・復旧を実現することができなかった場合、甲は再度改善要求を行い、乙に改善計画書の再提出を要求する。